


所管部課	市民部 課税課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市税に係る申告等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について		区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>番号法関係整備法の施行に伴い、引用する法律名について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第2条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。</p> <p>② 文言の整理</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。